会 議 録

1 会議名

令和3年度第4回三和区地域協議会

- 2 議題(公開・非公開の別)
- (1) 報告事項(公開)
 - ・「地域協議会に関する意識調査」結果を受けた取組について
 - ・上越市過疎地域持続的発展計画(案)について(通知)
- (2) その他(公開)
 - ・三和区地域福祉活動計画策定地域懇談会参加者の推薦について
- 3 開催日時

令和3年9月30日(木)午後6時30分から午後7時15分まで

4 開催場所

三和コミュニティプラザ 3階 多目的ホール

5 傍聴人の数

1人

6 非公開の理由

_

- 7 出席した者の氏名
 - · 委 員:飯田英利、池田輝幸、江口晃、小山田幸雄、小林則子、髙橋鉄雄、田辺敏行、 富村広文、星野幸雄、松井隆夫、松栄由里、宮澤克己、森由美 (14人中13人出席)
 - ・事務局:三和区総合事務所 金子所長、岩崎次長、丸田市民生活・福祉グループ兼教 育・文化グループ長、小山地域振興班長、渡辺主任
- 8 発言の内容(要旨)

【岩﨑次長】

- 会議の開会を宣言。
- ・上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の 出席を確認、会議の成立を報告。
- ・同条例第8条第1項の規定により、議長は会長が務める。

【髙橋会長】

- ー挨拶ー
- ・協議会終了後に勉強会を実施する。
- ・会議録の確認を、森由美委員に依頼。

【髙橋会長】

3 報告事項に入る。(1)「地域協議会に関する意識調査」結果を受けた取組について、事務局に説明を求める。

【金子所長】

- ・資料の説明に入る前に、「地域協議会に関する意識調査」のこれまでの経過について説明。
- ・市が取り組んでいく内容を確認いただくとともに、地域協議会においても今後取り組んでいく内容について検討をお願いしたい。
- ・資料No.1「「地域協議会に関する意識調査」結果を受けた取組について」資料に沿って 説明。

【髙橋会長】

ただ今の説明に、質疑等を求める。

なお、2頁から3頁の「(2)各地域協議会において検討をお願いしたいこと」については、この後の勉強会で協議する。

【松井委員】

1頁「アー2 市の今後の取組」の2つ目に「市ホームページやSNSの活用、活動報告会の毎年開催など、自主的審議等協議会の活動や成果等を市民へ広く周知する方法を検討します」との記載があるが、具体的に検討しているのか。

【金子所長】

今後の検討になるかと思っている。これは、三和区だけの話ではなく、市全体の話である。今は様々な周知媒体があるが、どれが一番正しい方法か検討し、提案していきたいと思っている。

【松井委員】

地域協議会で先進的な案が出てきた場合は、検討する余地があるということか。行政から我々に対する投げかけはあるのか。

【金子所長】

2頁から3頁の「(2) 各地域会において取組の検討をお願いしたいこと」の中の「ウ情報発信」にリンクしてくるかと思う。大きな取組は予算の問題もあるが、皆さんからの提案でよいものがあれば、当然取り組んでいきたい。

【田辺委員】

4頁に「市議会総務常任委員会からの提言」とある。我々が一生懸命、良い方向にと議論したところで、最終的には市議会総務常任委員会で決定となるのか。我々との意見の相違について、どこで折り合いをつけるのか。総務常任委員会で、決まったことについて我々は、ある程度それに右へ倣えということになるのか。

【金子所長】

地域協議会、総務常任委員会、それぞれの役割がある。例えば、課題解決に予算が必要であれば当然議会の承認が必要となる。我々が考えるのは三和区の問題だが、全体を網羅できるのは総務常任委員会であるかと思う。総務常任委員会の言うとおりにしなければならないということではなく、総務常任委員会の言っていることを参考にしながら進んでいただければと思っている。相反してしまうのではなく、お互い理解し合い、どこかの段階で分かり合える部分をつくるのが、本来の民主主義だと思っているので、ご理解いただきたい。

【田辺委員】

地域協議会委員は、どこまで権限を持っているのかわからない。我々に権限があれば よいが権限がない。もう少し地域協議会を信じて、我々の意見はそれなりに拾っていた だきたい。所長には我々のそのような思いを汲んでいただき、バックアップしてほしい。

【金子所長】

当然皆さんから議論いただいた地域にとってのよい意見は、実現に向け取り組んでい くのが事務局の役目だと思っているので、十分心得て今後とも頑張って行きたい。

【髙橋会長】

他に意見等あるか。

【松井委員】

元気事業についてだが、市民から提案があればという受け身の形に思える。これまで 頸城で1件あったようだが、具体的な考え方、方法等について、皆さん方から、市民に向 けての勉強会というようなものを今現在考えているか。

【金子所長】

元気が出る事業は、あくまで地域の方が主体的に取り組むもので、我々が提案して取り組むものではない。地域が主体となる事業を我々がバックアップするという趣旨である。市が主体では元気事業は成立しないし、本来の意味の元気事業ではないと思うので、そこはご理解いただきたい。三和として、元気を持って主体的に取り組んでいける事業はないかという部分をぜひ話し合ってもらって、提案していただければと思う。

勉強会については、4頁に「4 研修について」という項目があるので、そこで対応させていただけるかと思う。ただし、皆さんとしても、ただ話を聞くだけでなく、それなにに勉強し、意識を持った上で、話を聞くということが重要かと思う。当然、皆さんで統一的な考えがあれば、研修の場を作らせていただきたい。

【髙橋会長】

他に何かあるか。

(なしの声)

【髙橋会長】

では次、(2)上越市過疎地域持続的発展計画(案)(通知)について、事務局に説明を求める。

【岩﨑次長】

- ・資料No.2により説明。
- ・8月5日の第3回地域協議会で協議、同日付で答申、それを受けての通知。
- ・パブリックコメントは9月28日から10月27日までの間で現在実施中。
- ・2枚目に、参考資料として「各区地域協議会からの附帯意見に対する回答及び基本目標の表現の変更について」を添付。

【髙橋会長】

ただ今の説明に、質疑等を求める。

(なしの声)

【髙橋会長】

4 その他に入る。(1)三和区地域福祉活動計画策定地域懇談会参加者の推薦について事務局に説明を求める。

【岩﨑次長】

・資料№.3により説明。

【髙橋会長】

現在、自分が地域協議会の代表として地域福祉推進委員となっている。その他、委員の中では、各団体の代表として、江口委員が「三和の子どもを共に育てる会」、小林委員が「地域を大切にする会」の代表として、地域福祉活動計画の策定委員になっている。

地域懇談会に参加いただける方は、挙手願う。挙手がない場合は、自分が指名させていただきたいと思う。

(会長一任の声)

【髙橋会長】

それでは、池田委員にお願いしたいと思うが、いかがか。

(異議なしの声)

【髙橋会長】

その他、事務局から何かあるか。

【岩﨑次長】

6月の第3回の勉強会時に、池田委員と松井委員から意見のあった、平成23年度の 地域活動支援事業「谷内池オニバス復活大作戦事業」で取得したボート管理等の件につ いて報告させていただく。

申請団体の代表者の所に3回ほど訪問した。現在、団体の活動自体が休止状態で、ボートの使用もない中、青少年育成会議のコーディネーターの皆さんが中心となり、地域の環境保全活動に取り組むため立ち上げられた「三和の自然と地域を育む会」に、ボート、ライフジャケット等も含めて譲渡し、活用していただきたいという話になり、9月1日付けで譲渡された。今後は、その会でオニバスの復活や谷内池の環境保全の取組に活用するとのこと。ボートの管理については、ボートヤードを更新し、新しく簡易的な小屋を作って管理していきたいとのことである。

【髙橋会長】

長年の懸案だったが、事務局と地域の方々の献身的な取組で、良い結果になった。

【松井委員】

当時採択した立場からすると非常にありがたいことだが、契約内容について、いくつか確認させていただきたい。2回に渡って申請していると思うが、ボート以外の備品も全て受けるという内容になっているのか。事業の主たる目的を理解し受けるという内容なっているのか。それから、受けたものの保管管理は、もう既に終わっているのか。契

約は譲渡なのか譲与なのか。

【髙橋会長】

この件については初めてのケースであり、事務局も自治・地域振興課と連絡をとりながら慎重に進めた経緯がある。少々不備があったとしても、それはそれとして、今後進めていければと思う。

【岩﨑次長】

譲渡されたものについては、細かな消耗品を除き、ボート、ライフジャケット、鎌等、 現在使用可能な備品が全て譲渡された。

事業の主たる目的については、今回の覚書きは、備品を新たな会に渡すという内容であるため、目的などはそこには一切入っていない。ただ、オニバス復活も含めた谷内池での環境保全活動や子どもの健全育成活動などが、新たに設けられた会の会則の目的に列記されている。譲渡した代表の方にそれを見ていただいた中で、今まで自分たちが行ってきた活動と同様の内容であり、ぜひ、活動を受け継いで継続して欲しいという思いでボート等が譲渡された。

保管状況については、もう既に新たな団体に全部譲渡され、新しくボートヤードを更新し、管理していくという状況になっている。

【松井委員】

譲渡と譲与について、譲渡は金銭的なものが付加されるが、譲与はそれがないはずな ので、そこを確認したかった。本来ならその文書の写しが見えるようにされていても、私 はおかしくないと思っている。

【岩﨑次長】

上越市補助金交付規則第12条、財産の処分の制限に「補助金の交付の目的に反して譲渡してはならない。ただし、補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過したとき又は市長が特に必要と認めるときは、この限りでない」となっている。今回のボートについては、取得してから10年経過し、耐用年数の5年を既に経過している。使用目的も、先ほど申し上げたとおり、谷内池の環境保全等の取組で無償譲渡される。また、利益を得るようなことでないことから、特に市への文書の提出や許可などは必要ない。それを踏まえて、委員の皆さんが、地域協議会として何か文書を必要だということであれば、議論いただいた上で、取り扱いについて協議いただきたい。

【松井委員】

ボートの耐用年数が5年で、無償譲渡ということであえれば理解した。

【髙橋会長】

その他、事務局から何かありますか。

【岩﨑次長】

令和2年度地域活動支援事業事例集を配付させていただいた。フォローアップや勉強 会で活用いただきたい。

【髙橋会長】

では、次回の開催日について、事務局に説明を求める。

【岩﨑次長】

- ・10月21日(木)か22日(金)のいずれかで、時間は午後6時30分から。
- ・主な内容は、三和ネイチャーリングホテル米本陣のサウンディング型市場調査につい ての報告。

【髙橋会長】

・10月22日(金)午後6時30分からに決定。 以上で、本日の地域協議会を終了する。

【小林副会長】

- -挨拶-
- ・会議の閉会を宣言

9 問合せ先

三和区総合事務所 総務・地域振興グループ TEL: 025-532-2323 (内線 215)

E-mail: sanwa-ku@city. joetsu. lg. jp

10 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。